

議会運営委員会会議録

(令和5年6月2日)

愛 南 町 議 会

愛南町議会議会運営委員会会議録

本日の会議 令和5年6月2日(金)
招集場所 議員協議会室

出席委員

副委員長	尾崎 恵一	委員	吉田 茂生
委員	石川 秀夫	委員	金 繁典子
委員	山下 正敏		

欠席委員

委員長 吉村 直城

出席委員外議員

議長 佐々木 史仁 副議長 鷹野 正志

傍聴委員外議員

議員 嘉喜 山茂 議員 少林 法子

職務のため出席した者

議会事務局長 本多 幸雄 局長補佐 小松 一恵
局長補佐 藤本 吉信

説明のため出席した者

(総務課)

課長 立花 慶司

(企画財政課)

課長 清水 雅人

本日の委員会に付した案件

- (1) 議事日程について
- (2) 一般質問の方法について(通告順)
- (3) 議案の概要説明とその取り扱いについて
- (4) 請願・陳情等の取り扱いについて・・・受理件数 1件
- (5) 追加議案について
- (6) 各委員会等の開催について

開会 15時00分

閉会 15時34分

○尾崎副委員長 皆さんこんにちは。

本日は、議会運営委員会に出席いただきありがとうございます。

吉村委員長が欠席となっておりますので、私が代役として進行を務めさせていただきます。よろしくお願いします。

午前中は、一本松の広見地区で新嘗祭の式典が執り行われました。台風接近による大雨警報の中、出席されました議員におかれましては、大変お疲れさまでした。

また、今後も大雨等による土砂災害が心配されるところであります。

さて、いよいよ6月の定例議会が近づいてまいりました。本日の会は、議会をスムーズに進行するために重要な打合せの会であると思っておりますので、御協力のほどよろしくお願いをいたします。

それでは、早速協議に入りたいと思います。

まず1番の議事日程についてであります。会議録署名議員は、5番の少林議員、6番の石川議員となります。

次に会期日程ですが、6月9日から6月16日の8日間よろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○尾崎副委員長 次に、諸般の報告です。

議長活動状況報告、例月出納検査報告、陳情等の取扱い報告、議員派遣結果報告、これらは6月9日に行います。

なお、議員派遣結果報告は、5月23日正副議長研修分ですので、議長報告といたします。

次に、議会活性化特別委員会の最終報告についてであります。報告は、議会活性化特別委員会金繁委員長が行います。報告日は、6月9日となります。

よろしいでしょうか。

(発言する者あり)

○尾崎副委員長 続いて、2番の一般質問の方法についてであります。

一般質問の順序は、通告順となっております。1番金繁議員、2番嘉喜山議員、3番山下議員、4番吉田議員、5番池田議員、6番石川議員、7番少林議員となります。

一般質問は、事前に皆さんに配付しておりますが内容について何かありますか。

(「ありません」と言う者あり)

○尾崎副委員長 今回、定例会初めてのですね一問一答方式での一般質問となりますので、質問で議会進行に影響がありそうなこと、何かお気づきの点や確認等がありましたら、御意見を伺いたいと思うのですが。

金繁委員。

○金繁委員 3回制限のときは理事者側の答弁が、こちら側の質問に対して的を得ていないというか、答えになっていない場合に自分の席です。時間をカウントされることなく、その答えをくださいという主張が出来ていたんですけど、一問一答方式になったら、これは同じことができるのでしょうか。それとも、やりとりの中で時間をカウントされていくのでしょうか。できればカウントしてほしいんですけども。

○尾崎副委員長 ただいまの金繁委員の件ですが、事務局いかがでしょうか。

石川委員。

○石川委員 ちょっとまだ事務局の考え中ということで、私の意見をちょっと言わせていただくと、回数制限があるときは、当然その3回以内に納めないといかんということで、着座のままです。それ、答弁がですね的を得てないということであれでしたけども、これはもうマイクを通じてですね、いや、着席せずにですね、そのまま、私は回数は関係ないですから、指摘だけ立ったままです。マイクを通して正式に言えば、私はいいいんじゃないかなというふうに思います。

けど、いかがでしょうか。

○尾崎副委員長 金繁委員。

○金繁委員 例えばですね、町長に答弁をお願いしたのに町長以外の課長が答えるとか、こちら求めたことに答えていただけないとすると、同じことを2回言わないといけなくて、2回のうち1回無駄になっているということですよ。その無駄な時間をカウントされるというのは、私は承服しがたいと思うんですけども、事務局にちょっと聞いていただけますか。

○尾崎副委員長 本多事務局長。

○本多事務局長 まず、執行部側の答弁を受けたことについて、今の御発言が関係するんですけども執行部ですね答弁については、今言われたように町長お願いしますとかですね言う場面があるかと思うんですけども、その回答するのはですね答弁するのは執行部側の裁量になるので、例えば町長以外の者が答弁してもですね、それはもう特に構わないという扱いだと思います。

それと先ほどのですね、アラームと質問の答弁得てませんとかっていう発言についてなんですけども、今までは手を挙げずに自席のままで行っていた場面が多かったと思うんですけども、それについては特にカウントはしておりません。時間のほうですね。というのは、あくまでも不穏当発言です。いわゆる議長の許可を得てない発言ということで、カウントはしておりません。

もしですね、手を挙げて発言された場合はですね、それはカウントされますので、その辺りは議員のほうで、いろいろその辺り考えてですね、発言させていただくということになろうかなと思います。

(「はい」と言う者あり)

○尾崎副委員長 よろしいでしょうか。

ほかに何かないでしょうか。

今回、一般質問の中でですね、選挙管理委員会に答弁を求めている質問があります。一般質問に係る説明員として、選挙管理委員会への出席要求をするということですのでよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○尾崎副委員長 はい、分かりました。

質問者は。

○尾崎副委員長 本多事務局長。

○本多事務局長 ちょっと休憩のほうお願いします。

○尾崎副委員長 はい。じゃ、休憩いたします。

(休憩)

○尾崎副委員長 はい。じゃ、再開いたします。

今回の一般質問は、7名となっております。

初日にですね、これを時間延長して、全員行うのか、また、別日程にするのか、御協議をお願いいたします。

石川委員。

○石川委員 これはもう、別日程にせざるを得ないと思います。

もう9時も10時もまでやるんやったら別ですけど、議会の会議規則でもですね5時までということになっておりますので、これはもう4、3で分けて、4人とですね3人で、別日程とったほうがいいんじゃないかと思います。

○尾崎副委員長 ありがとうございます。

ほかに意見はないでしょうか。

(「ないです」と言う者あり)

○尾崎副委員長 そしたら確認です。

初日6月9日金曜日、通告4番までの4人、そして定例会2日目は、6月12日月曜日とし

て通告5番から残りの3人ということによろしいですかね。

(「はい」と言う者あり)

○尾崎副委員長 はい、分かりました。

続いて議案の概要説明と、その取扱いについてであります。今回、理事者提案に係る、関するものがですね、24案です。

内訳は、承認1案、報告3案、条例の改正2案、補正予算3案、その他1案、同意14案となっています。理事者提案に係る議案について説明を求めます。

最初に総務課長から、条例関係その他の議案について説明を求めます。

立花総務課長。

○立花総務課長 それでは、私が関係します議案のそれぞれのポイントのみ簡潔に説明をさせていただきます。

初めに承認第6号、専決処分第6項の承認を求めることについて、「愛南町学校給食センター条例の一部を改正する条例について」説明をいたします。

本案は、県立南宇和高校において給食を開始するため、条例の一部改正が必要となりましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、令和5年5月25日付けで専決処分をいたしましたので、これを報告し承認を求めるものであります。

改正の内容を、3ページの新旧対照表にお示しをしております。

第1条は、及び町立中学校並びに町立幼稚園を、町立中学校及び町立幼稚園並びに町内に所在する高等学校に改めるものなのであります。

当日は岩井学校教育課長が、提案説明をします。

次に、第36号議案、愛南町有住宅使用条例の一部改正について説明をいたします。

本案は、老朽化した福浦住宅を廃止するため、本条例の一部を改正いたしたく提案するもので、改正の内容は、2ページの新旧対照表にありますように別表から福浦住宅の項を削るものであります。

附則として、この条例は公布の日から施行することとしております。

当日は吉村建設課長が、提案説明をします。

次に、第37号議案、愛南町火災予防条例の一部改正について説明をいたします。

本案は、急速充電設備の位置、構造及び管理に関する基準及び禁煙等に関する規定が改定されたことから、本条例の一部を改正いたしたく提案するものであります。

改正の内容を、4ページの新旧対照表によりお示ししております。

上段、第11条の2の改正は、現在普及しております急速充電設備の実態を踏まえ、各号に掲げます安全対策を改め、5ページ下段、第23条の改正は、喫煙所の標識について国際標準化機構が定めた規格、または日本産業規格に適合するものに改めるものであります。

3ページにお戻りください。

附則として、第1項から第4項まで少し記述をそれぞれ定めております。

当日は浅海消防長が、提案説明をします。

次に、第41号議案、県単独補助土地改良事業（かんがい排水平畑地区の実施について）説明をいたします。

本案は、土地改良法第96条の2第2項の規定により議会の議決を経て公告する必要があるため提案するものであります。

事業の概要は、既存水路の経年劣化による漏水等が著しく、用水不足が懸念されていることから、用水路改修工事を実施するもので、事業名、事業実施位置及び工事内容は記載のとおりであります。

予定工期は令和5年11月から令和7年3月まで、事業費は1,600万円を計画しております。事業の実施位置は、2ページの平面図によりお示ししておりますが、具体的な位置は一

本松温泉あけぼの荘の西側となります。

当日は松本農林課長が、提案説明をします。

最後に、同意第3号から同意第16号、愛南町農業委員会委員の任命について説明をいたします。

本案は、5月19日開催の議員全員協議会において担当課長から説明を行っておりますので、私からの説明を割愛させていただきます。

当日は、清水町長が同意第3号から同意第16号までの14件を一括により、提案説明をいたします。

以上で私からの説明を終わります。

○尾崎副委員長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

石川委員。

○石川委員 承認第6、専決処分、条例のですね、専決処分ってめったにないと思うんですが、なぜ、専決にしたのか。

本来、条例はですね議会でですね、やっぱこれ正式に議論しないと私はもともといかんのじゃないかなと思ったんですけど、補正とか予算とかですね、というのは、そりゃあ執行が急がれると。

どういう理由でですね、この条例を専決にしたのか、答弁を求めます。

○尾崎副委員長 はい、立花総務課長。

○立花総務課長 私が把握してる範囲内でお答えをさせていただきます。

今回の給食センターの条例の一部改正につきましては、南宇和高校への給食提供、こちらのほうを6月1日から試行的に実施するということで担当課のほうが考えておまして、先般の議員全員協議会におきましても、6月1日から南宇和高校への給食提供を行うというところが、御説明が一部あったかと思うんですけども、それを踏まえての条例の一部改正を行ったというところでございます。

以上です。

○尾崎副委員長 よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。

では次に参ります。次に企画財政課長から、報告、補正予算関係について説明を求めます。
企画財政清水課長。

○清水企画財政課長 それでは企画財政課から、報告第1号愛南町一般会計継続費繰越計算書の報告について説明いたします。

2ページを御覧ください。

本件は、昨年度に継続費として承認をいただきました消防施設整備事業について、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、繰越計算書を調製しましたので報告するものです。

続きまして、報告第2号愛南町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について説明いたします。

2ページを御覧ください。

こちらにつきましても、昨年度に繰越明許費として承認をいただきました事業につきましても、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、2ページから3ページのとおり、繰越計算書を調製しましたので報告するものです。23事業となります。

当日は、報告第1号とあわせて、私が一括で説明いたします。

続きまして、報告第3号愛南町小規模下水道特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について説明いたします。

2ページを御覧ください。

こちらにつきましても、昨年度に繰越明許費として承認をいただきました、小規模下水道維

持管理事業につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越計算書を調製しましたので報告するものです。

当日は山本環境衛生課長が、説明いたします。

続きまして、第38号議案令和5年度愛南町一般会計補正予算第3号について、6月補正予算概要説明書により説明いたします。

概要説明書の3ページを御覧ください。

今回の補正予算は、上段表の一般会計の項のとおり、歳入歳出それぞれ5億7,821万円を追加し、総額を163億5,642万3,000円とするものであります。

それでは歳出から内容のみ説明いたしますので、説明書の7ページを御覧ください。

1款議会費は、10万円の増額。2款総務費は、6,571万1,000円の増額。3款民生費は、1,821万4,000円の増額。4款衛生費は、2,155万2,000円の増額。6款農林水産業費は、3億4,030万3,000円の増額。7款商工費は、286万円の増額。8款土木費は、1,267万9,000円の増額。9款消防費は、490万5,000円の増額。10款教育費は、1億1,188万6,000円の増額となっています。

主な内容は掲載のとおりです。

8ページ以降に事業の詳細説明を添付しておりますので、後ほど御覧ください。

歳入につきましては、7ページ上段に掲載しておりますが、12款分担金及び負担金は、334万8,000円の増額。14款国庫支出金は、9,081万9,000円の増額。15款県支出金は、1億1,987万1,000円の増額。18款繰入金は、1億9,289万3,000円の増額。20款諸収入は、517万9,000円の増額。21款町債は、1億6,610万円の増額となっています。

主な内容は掲載のとおりです。

当日は、木原副町長が提案説明いたします。

第30号、39号議案令和5年度愛南町小規模下水道特別会計補正予算第1号について、補正予算書により説明いたしますので、補正予算書の75ページを御覧ください。

小規模下水道特別会計は、歳入歳出それぞれ3,500万円を追加し、予算総額を1億8,000万円とするものであります。漁業集落排水施設機能保全工事を計上しております。

当日は山本環境衛生課長が、提案説明をします。

最後に、第40号議案令和5年度愛南町浄化槽整備事業特別会計補正予算第1号について、補正予算書により説明いたしますので、補正予算書の91ページを御覧ください。

浄化槽整備事業特別会計は、歳入歳出それぞれ421万3,000円を追加し、予算総額を2億151万3,000円とするものであります。人件費を計上しております。

当日は山本環境衛生課長が、提案説明をいたします。

以上で説明を終わります。

○尾崎副委員長 ただいま説明がありました。

質疑ありませんか。

(「ないです」と言う者あり)

○尾崎副委員長 次に議案の審議方法ですけれども、一括提案は、報告第1号一般会計継続費繰越計算書の報告についてと、報告第2号の一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についての2議案は、関連性があるため一括提案とし、質疑は別々とするということによろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○尾崎副委員長 次に、同意3号から同意16号の愛南町農業委員会委員の任命についての14議案は、関連性があるため一括提案とし、質疑・討論・採決は別々ということによろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○尾崎副委員長 本多事務局長。

○本多事務局長 1点ですね、議会提案に関するものについて、説明をさせていただきます。

議会提案に関するものとして、議会だより発行準備特別委員会設置に関する決議を予定しております。提出者は、金繁議員、そして5名の賛成議員による発議となります。

本会議では、金繁議員の趣旨説明の後、質疑、討論、簡易表決、特別委員会の設置が可決された場合は、委員6名の指名を簡易表決しまして、委員を選定して、その後、休憩中にですね正副委員長の互選を予定しております。

以上です。

○尾崎副委員長 失礼しました。ただいま議会提案に関するものということで、事務局から説明がありました。質疑はないのでしょうか。

そしたら、議案の審議方法ということで、続けてまいります。

次に同意の第3号から同意第16号の愛南町農業委員会の委員の任命について14議案は、関連性があるため一括提案として質疑・討論・採決は別々にするというのでよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○尾崎副委員長 次に、補正予算の質疑の方法ですが、第38号議案、一般会計補正予算(第3号)については、歳出・歳入それぞれ全般を通じて質疑を行うということによろしいでしょうか。

第30号議案から第40号議案までの特別会計補正予算2議案については、歳入歳出全般を通じて質疑を行うということによろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○尾崎副委員長 続いて、請願・陳情等の取扱いについて、受理件数は1件となっております。請願は出ておりません。陳情等一覧表のとおり、陳情等1件出ております。陳情等について御意見等ありますでしょうか。

ないようでしたら、議員に写しを配付ということによろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○尾崎副委員長 続いて、追加議案についてですが、理事者提案について、立花総務課長、追加議案はありませんか。

立花総務課長。

○立花総務課長 現時点で追加提案の予定はございません。

以上です。

○尾崎副委員長 次に議会提案について、事務局、いかがでしょうか。

本多事務局長。

○本多事務局長 はい。2件ございます。

まず1件が議員派遣の件で、6月19日に、ハラスメント防止研修を予定しておりますので、その件と、8月4日の松山市でございませぬ議員研修の件、そして閉会中の所管事務調査の申出が出る予定となっております。

以上です。

○尾崎副委員長 ただいま説明がありました。よろしいでしょうか。

ここで執行部は退席をします。

(執行部退席)

続いて6番の各委員会等の開催についてであります。

今のところ追加議案はないので、議会運営委員会も最終日の朝礼も予定しておりません。追加議案があれば、6月16日金曜日9時から議会運営委員会を開催し、9時30分から朝礼の予定です。その場合は、事務局より連絡があります。

次に会期中の常任委員会、請願審査等、開催日についてですが、各常任委員会委員長は、会

期中に委員会開催の予定はありますか。

石川委員長。

○石川委員 総務文教はですね、委員会を会議中に開く予定はないんですが、協議会を開く予定はあります。

以上です。

○尾崎副委員長 吉田委員長。

○吉田委員 産業厚生についてもですね、6月9日、一応協議会を予定してますんで案件によっては、協議会の内容によってはですね一応6月12日月曜日もひよっとしたら協議会するかもしれないという、それは予定です。

○尾崎副委員長 分かりました。

次にですね、閉会中の常任委員会、所管事務調査等についてなんですけれども、閉会中に所管事務調査を実施する場合は、各常任委員会委員長は、所管事務調査申出書を6月12日月曜日17時までに事務局へ提出をお願いします。

次に、その他ですが、2日目、12日は、第38号議案、一般会計補正予算第3号についての提案説明までにとどめ、質疑・討論・採決は最終日、16日とすることでよろしいでしょうか。

服装については、申し合わせの事項のとおり、6月定例会は上着を着用しなくてよい。ネクタイの着用は自由ということをお願いします。

新型コロナウイルス対策については、2類から5類感染症に位置づけされたことから、議場での対応については、前立て、横立ては庁舎管理と同様にして設置する。マスクの着用は、個人の判断とする。休憩時に換気を行う。

傍聴については、マスクは自由、傍聴席の間隔なしとする。

アルコール消毒は出入口に設置するというでよろしいでしょうか。

その他、ほかに委員の皆さん、皆さん何かございませんか。

○尾崎副委員長 佐々木議長。

○佐々木議長 コロナ禍で、なかなか出来なかった理事者との意見交換会並びに懇親会をですね議会最終日に、したらどうかと思うんですが、ちょっと皆さんの意見を。

○尾崎副委員長 最終日に議員の懇親会を開いてはということなんですが、皆さんいかがでしょうか。

(「賛成」と言う者あり)

○尾崎副委員長 よろしいですか、できれば全員参加をよろしくお願ひしたいと思います。

(発言する者あり)

○尾崎副委員長 議員と理事者と、合同での懇親会をするということですね。

(発言する者あり)

○尾崎副委員長 佐々木議長。

○佐々木議長 そしたら場所等、また時間は追ってまた連絡いたします。よろしくお願ひします。

(発言する者あり)

○尾崎副委員長 よろしくお願ひします。議員と理事者と合同ということで行いたいと思います。よろしくお願ひします。

そのほか何かないでしょうか。

事務局のほうは何かないですか。

それではこれで議会運営委員会を終わります。お疲れさまでした。